

かごしまコンパクトなまちづくりプランの一部変更について

本市では、かごしまコンパクトなまちづくりプラン（以下、「コンパクトプラン」）を平成29年3月に策定し、その推進に取り組んでいる。

今回、都市再生特別措置法施行令の改正（施行：R3.10.1）に伴い、コンパクトプランの居住誘導区域から土砂災害特別警戒区域を除外する必要があることから、ご意見を伺うものである。

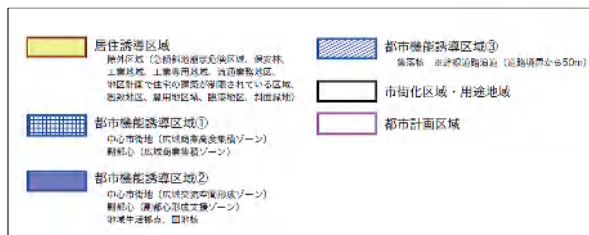
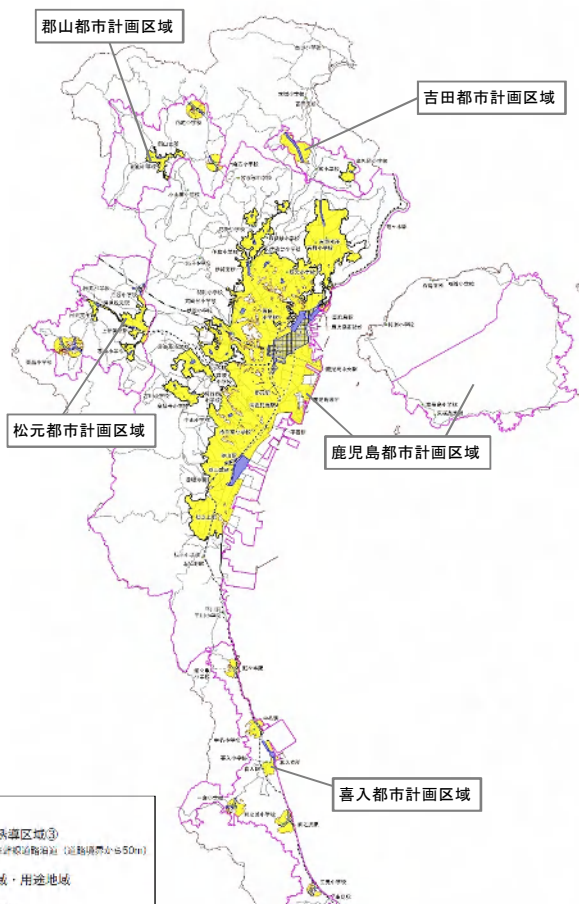
1. 現在の居住誘導区域

(1) 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、一定のエリアにおいて、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。

(2) 本市の居住誘導区域

- 鹿兒島都市計画区域では、市街化区域内に、吉田、松元、郡山、喜入都市計画区域では、用途地域内等に設定。
- 「都市再生特別措置法」に基づき、「都市計画法」に規定する市街化調整区域、「建築基準法」に規定する災害危険区域は除外。（本市では、災害危険区域は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に規定する急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。）



2. 都市再生特別措置法施行令の主な改正内容

近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、居住誘導区域内の一層の安全性の確保を図るため、都市再生特別措置法施行令を改正し、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」）」に規定する土砂災害特別警戒区域等を居住誘導区域を定めない区域に追加するものである。

3. 本市の土砂災害特別警戒区域の指定状況とコンパクトプランの変更内容

本市域では、県において、令和2年12月から令和3年5月にかけて、土砂災害特別警戒区域が新たに指定されたことから、本市としては、改正都市再生特別措置法施行令の施行（R3.10.1）までに、居住誘導区域から土砂災害特別警戒区域を除外する必要がある。

改正都市再生特別措置法施行令に基づき居住誘導区域を定めない区域【根拠法】	コンパクトプラン	
	現行	変更後
土砂災害特別警戒区域【土砂災害防止法】	居住誘導区域に含まれている	居住誘導区域から除外

4. 居住誘導区域から除外した土地の取扱い

居住誘導区域外においては、3戸以上の住宅を新築する場合や開発する場合などに、都市再生特別措置法に基づく届出が必要となる。

5. 今後の予定（案）

9月末 コンパクトプランの一部変更